

スクエアダンス実技指導者ライセンス登録者名簿 管理要項

(目 的)

第1条 この要項は、一般社団法人日本スクエアダンス協会（以下、本協会という。）において、スクエアダンス実技指導者ライセンス登録者名簿（以下、ライセンス登録者名簿という。）を管理するに当たり、個人情報保護の観点から適正に取り扱うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要項は、ライセンス登録者名簿を取り扱う全ての関係者に適用する。

(利用目的)

第3条 ライセンス登録者名簿は次の目的に利用するものとする。

- (1) ライセンスの登録・更新等に関する一連の事務
- (2) 全日本SDコンベンション等、本協会が主催する行事において必要な場合
- (3) 統括支部及び関連組織が主催する行事において必要な場合
- (4) ライセンス登録者名簿管理責任者（以下、名簿管理責任者という。）が必要と認めた場合

(情報の開示)

第4条 前条 4 号の規定により、情報の開示を希望する者は、「ライセンス登録者情報開示請求書」を名簿管理責任者に提出しなければならない。

- 2 ライセンス登録者本人による自己の情報開示請求については、この限りではない。
- 3 情報開示の範囲は、氏名・所属団体・登録種目・登録層別・データベース登録番号及び名簿管理責任者が必要として認めた事項とする。

(名簿の管理)

第5条 名簿管理責任者は、ライセンス委員長が務める。

- 2 名簿管理責任者は、データを取り扱う全ての関係者に本要項を周知徹底するものとする。
- 3 名簿管理事務を円滑に行うため、事務責任者及び事務担当者を定める。
 - (1) 事務責任者は、本協会事務局長が務める。
 - (2) 事務担当者は、事務責任者が任命した特定の本協会事務局員が務める。

(安全管理のためのルール)

第6条 ライセンス登録者名簿は、本協会内ネットワークの定められたサーバーに置き、アクセス制限を設け、安全な管理システムを構築しなければならない。

- 2 ライセンス登録者名簿には、パスワードを設定して安全管理に努めなければならない。
- 3 第3条 1 項 2 号、3 号、4 号の目的でライセンス登録者名簿を利用する場合、名簿管理責任者からデータの開示を受けた者は、次の通り取り扱わなければならない。

- (1) 電子データの場合は、本条 2 項を適用する。
 - (2) 電子データ以外の場合は、取扱者名簿を作成して厳重管理すると共に、取り扱い終了後は直ちに本条 4 項に準じて廃棄すること。
- 4 ライセンス登録者名簿を廃棄する場合は、再生不可能な処理を施し、個人情報の漏洩に細心の注意を払わなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 個人情報に関する取扱いは、この要項に定めるもののほか、本協会の「個人情報保護基本方針」による。

(要項の改廃)

第8条 この要項の改廃は、執行理事会の承認を得るものとする。

(附 則)

第9条 この要項は、2021年1月30日より施行する。